

令和 2 年度茅ヶ崎市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 2 年 3 月 23 日策定

1 策定の趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

茅ヶ崎市の全組織を対象とする。

3 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（①障害者の雇用者数が 5 人以上②障害者の割合が 20% 以上③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者・精神障害者の割合が 30% 以上）

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達を推進する物品等及びその調達目標

障害者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進項目

とし、その調達目標は3,000千円以上とする。

5 調達の実施及びその推進に係る事項

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年規則第15号）の定めに従い、障害者就労施設等と契約を締結する。
- (2) 職員に対して、障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、市内の障害者就労施設等で提供できる物品、役務等について情報収集を行い、各所属に対して情報提供を行う。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 各年度において、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉部障害福祉課とし、組織全体で推進に取り組む。

8 調達方針の見直し

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本方針について必要な見直しを行う。

9 その他（配慮事項、検討事項）

- (1) 調達方針の推進にあたっては、市内中小企業やシルバー人材センターなどに十分配慮する。
- (2) 民需への拡大を図るため、民間事業所等へ調達方針を啓発する。
- (3) 共同受注窓口や在宅就業支援団体の活用にあたっては、国や県と連携していく。
- (4) 市内の障害者就労施設等の受注促進に資するよう、市からの物品等の発注に関する情報の提供に努めるとともに店舗活用型就労支援事業の拠点としての機能強化を目指す。